

## 活動概要（2011年3月11日～2016年3月31日）

各活動の詳細に関しては、東日本大震災支援活動報告「つたえる」1号・2号をご参照ください。

### [2011年]

#### [3月]

11日：東日本大震災発生

震災発生以降、武山前会長と事務局職員が交代で事務所待機

15日：都協会ホームページ「ゆかりの部屋」に会員に向けて支援の協力要請掲載

19日：定例理事会

理事会声明 支援活動呼び掛け

27日：都協会ホームページにて震災支援のコーナーを設置

29日～30日：武山前会長宮城県入り

31日：第71回定期総会

会長による現地報告、ボランティア・義援金の呼びかけ

会員一人一人による被災地への応援メッセージ作成

#### [4月]

5日：都協会ホームページにて会長現地報告

12日：東京都福祉保健局医療政策部に被災者支援にあたっての要望書提出

14日：医療従事者ネットワーク連絡会への協働支援の申し入れ

18日：災害支援ニュース「つたえる」第1号発行

19日：定期理事会

震災支援対策委員会設置決定

25日：都協会ホームページにて各種通達を掲示

#### [5月]

「東京MSW」vol.313発行

2日：第1回震災支援対策委員会

15日：旧グランドプリンス赤坂避難所における相談支援開始（～6/26まで）

看護フェスタ2011（東京都医療従事者ネットワーク協力事業）

～会場内にて「被災地支援報告」展示

16日：第2回震災支援対策委員会

- 18日：都協会事務所ボランティア開始  
28日：第59回日本医療社会事業学会（大分県）  
震災支援経過報告  
30日：第73回定期総会  
現地避難所相談支援報告  
赤坂プリンスホテル避難所支援について、協力要請  
宮城県医療社会事業協会より支援礼状の報告  
31日：災害支援ニュース「つたえる」第2号発行

[6月]

- 6日：第3回震災支援対策委員会  
29日：第4回震災支援対策委員会  
30日：災害支援ニュース「つたえる」第3号発行

[7月]

- 1日：フリーダイヤルによる災害支援相談開始  
毎週金・土曜日 13時～17時 9月24日まで実施  
9日：第1回震災支援報告会  
12日：巡回・独自相談会担当者に支援協力依頼  
15日：第5回震災支援対策委員会

[8月]

- 「東京MSW」vol.314発行  
～都協会の震災支援活動の経過報告  
17日：第6回震災支援対策委員会  
21日：福島県いわき市日帰りボランティア実施  
25日：災害支援ニュース「つたえる」第4号発行  
31日：「医療ソーシャルワーク」59号発行  
臨時特集：東日本大震災

[9月]

- 10日：第2回震災支援報告会  
26日：第7回震災支援対策委員会

[10月]

- 5日：災害支援ニュース「つたえる」第5号発行

9日：震災支援ポスター作成

都内の避難者に、MSWを周知させるためのポスターを作成。各会員の医療機関・施設に配布。約500部ラミネート加工

12日：第8回震災支援対策委員会

[11月]

「東京MSW」vol.315

～震災支援活動報告（電話相談、いわき市ボランティア）

9日：第9回震災支援対策委員会

11日～12日：宮城県MSWとの交流会と被災地訪問

[12月]

6日：第10回震災支援対策委員会

10日：第3回震災支援報告会

災害支援ニュース「つたえる」第6号発行

20日：災害支援ニュース「つたえる」第7号発行

※武山会長、12月より日本医療社会福祉協会の現地支援員として石巻入り

[2012年]

[1月]

「東京MSW」vol.316

震災支援活動報告（宮城県MSWとの交流会と被災地訪問）

19日：第11回震災支援対策委員会

30日：災害支援ニュース「つたえる」第8号発行

[2月]

17日：第12回震災支援対策委員会

[3月]

「東京MSW」vol.317発行

～そして1年を迎えて～

11日：ホームページに「3・11へのメッセージ」を掲載

- 15日：第13回震災支援対策委員会  
27日：災害支援ニュース「つたえる」第9号発行  
29日：第75回定期総会  
石巻活動報告、今後の活動についての報告  
3月末：義援金寄付

[4月]

- 19日：第14回震災支援対策委員会  
29日：「震災支援報告ポスター」作成作業

[5月]

- 13日：看護フェスタ2012（東京都医療従事者ネットワーク協力事業）  
～会場内にて「震災支援報告ポスター」展示  
18日：第15回震災支援対策委員会  
25日～26日：第60回日本医療社会事業学会（群馬県）  
～学会発表「東京都医療社会事業協会による東日本大震災支援の取り組み」  
震災支援報告ポスター展示  
31日：第76回定期総会  
～震災支援活動報告  
災害支援ニュース「つたえる」第10号発行

[6月]

- 3日：都内避難者交流会参加開始  
12日：第16回震災支援対策委員会

[7月]

- 18日～20日：国際モダンホスピタルショウ2012  
～会場内に「震災支援報告ポスター」展示  
19日：第17回震災支援対策委員会  
30日：災害支援ニュース「つたえる」第11号発行

[8月]

- 1日：武山会長、石巻現地入り終了  
28日：第18回震災支援対策委員会

[9月]

20日：第19回震災支援対策委員会

[10月]

12日：災害支援ニュース「つたえる」第12号発行

18日：第20回震災支援対策委員会

[11月]

1日：都協会ベスト完成

3日：関東ブロック震災シンポジウム

～つながろう医療ソーシャルワーカー～開催

一都六県のMSW協会が参加

20日：災害支援ニュース「つたえる」第13号発行

27日：第21回震災支援対策委員会

30日：災害支援ニュース「つたえる」第14号発行

[12月]

8日～9日：宮城県MSWとの交流会と被災地訪問

～「被災地のアスベスト問題を考える in 石巻」

[2013年]

[1月]

25日：災害支援ニュース「つたえる」第15号発行

[2月]

1日：第22回震災支援対策委員会

26日：災害支援ニュース「つたえる」第16号発行

[3月]

2日：公開講座

「原発事故による分断と対立を超えて～原発事故子ども・被災者支援法の成立と今後の課題～」

講師：河崎 健一郎先生

11日：災害支援ニュース「つたえる」第17号発行

15日：第6ブロック研修会

「都協会が行った被災地訪問の報告とこれから…」

26日：「東京都における災害発生時の福祉広域支援のための情報交換」出席

主宰：東京都社会福祉協議会

28日：定期総会

外山尚紀先生（東京労働安全衛生センター）による被災地のアスベスト問題に関する講演

## 【2013年】

### 【4月】

1日：災害支援ニュース「つたえる」18号発行

30日：第22回震災支援対策委員会

### 【5月】

12日：看護フェスタ2013（東京都医療従事者ネットワーク協力事業）

～会場内にて「震災支援報告ポスター」展示

17日～18日：第61回日本医療社会事業学会（大阪）

～活動報告ポスター展示

～学会発表「東京都医療社会事業協会による東日本大震災支援の取り組み

—私たちは忘れない 2012年度—」

21日：災害支援ニュース「つたえる」19号発行

28日：第23回震災支援対策委員会

### 【6月】

4日：第24回震災支援対策委員会

21日：災害支援ニュース「つたえる」20号発行

### 【7月】

11日：第25回震災支援対策委員会

16日：相馬あくりるたわし販売開始

31日：震災支援講演会①

「悲しむ力 悲しみに正面から向き合う ～ソーシャルワーカーのできる支援～」

月末：別冊「つたえる」第1号発行

## 【8月】

15日：災害支援ニュース「つたえる」21号発行

23日：第26回震災支援対策委員会

30日：災害支援ニュース「つたえる」22号発行

## 【9月】

7日：震災支援講演会②

「あなたならどうする？もし福島 of 病院に勤務していたら」

講師：岩崎 賢一氏

10日：災害支援ニュース「つたえる」23号発行

18日：災害支援ニュース「つたえる」24号発行

21日：「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」

パブリックコメント提出

## 【10月】

4日：第27回震災支援対策委員会

※11日：台風26号による伊豆大島被害

25日：災害支援ニュース「つたえる」25号発行

## 【11月】

12日：第28回震災支援対策委員会

16日：「石巻市復興住宅移転 事前登録」支援

## 【12月】

7日～8日：宮城県MSWとの交流会とフィールドワーク

17日：第29回震災支援対策委員会

## 【2014年】

### 【1月】

16日：震災支援講演会③

「安心して悲しむことのできる社会へ～遺された家族への支援を通して～」

講師：清水康之氏

### 【3月】

7日：第30回震災支援対策委員会

18日：JCN「広域避難者支援ミーティング・全国版」参加

29日：JCN「第3回全体ミーティング」参加

### 【4月】

10日：第31回震災支援対策委員会

16日：災害支援ニュース「つたえる」26号発行

22日：第32回震災支援対策委員会

### 【5月】

20日：第34回震災支援対策委員会

24日：第62回日本医療社会事業学会（茨城）

演題「東京都医療社会事業協会による東日本大震災支援の取り組み

—3年目を経過して 活動を継続させることの意義 2013年度—」

### 【6月】

19日：JCN

19日：第34回震災支援対策委員会

### 【7月】

10日：第35回震災支援対策委員会

11日：災害支援ニュース「つたえる」第27号発行

### 【8月】

5日：第36回震災支援対策委員会

18日：災害支援ニュース「つたえる」28号発行

### 【9月】

8日：第37回震災支援対策委員会

13日～14日：福島県南相馬市訪問と福島県MSW協会との交流会

### 【10月】



22日：第38回震災支援対策委員会  
23日：災害支援ニュース「つたえる」29号発行

#### 【11月】

22日：震災支援講演会合同打ち合わせ（第1回）  
29日～30日：宮城県MSW協会との交流会とフィールドワーク

#### 【12月】

8日：震災支援講演会合同打ち合わせ（第2回）  
16日：第39回震災支援対策委員会  
23日：震災支援講演会合同打ち合わせ（第3回）  
29日：災害支援ニュース「つたえる」30号発行

### 【2015年】

#### 【1月】

11日：震災支援講演会「あなたとつくる その日の備え」  
26日～31日：医療と福祉110番  
～都庁避難者支援対策課を通じて、都内避難者全員に広報。  
31日：災害支援ニュース「つたえる」31号発行

#### 【2月】

17日：第40回震災支援対策委員会  
24日：「広域避難者支援ミーティング in 東京」参加

#### 【3月】

19日：第41回震災支援対策委員会  
24日：災害支援ニュース「つたえる」32号発行  
26日：MSWと災害を語る夕べ

#### 【5月】

※17日：朝日新聞朝刊にて、「自主避難住宅提供終了」の記事が掲載される。

29日：災害福祉広域支援在り方検討会

30日：日本医療社会事業学会（京都）

演題「東京都医療社会事業協会による東日本大震災支援の取り組み  
—組織として活動を継続することへの視点 2014年度—」

## 【6月】

22日：災害支援ニュース「つたえる」33号発行

26日：第42回震災支援対策委員会

## 【7月】

※17日：被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）の説明会（東京）

24日：災害支援ニュース「つたえる」34号発行

30日：第43回震災支援対策委員会

## 【8月】

8日：「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（改正案）」  
パブリックコメント提出

21日：災害福祉広域支援在り方検討会

## 【9月】

4日：放射線と健康被害について学ぶ学習会

講師：平野医師（ひらの亀戸ひまわり診療所）

※10日：常総市水害発生

18日：「広域避難者支援ミーティング in 東京」参加

25日：第44回震災支援対策委員会

## 【10月】

20日：第45回震災支援対策委員会

21日：災害福祉広域支援のあり方検討委員会図上訓練

24日：「広域避難者と支援者によるふれあいフェスティバル」参加

26日：災害支援ニュース「つたえる」35号発行

## 【11月】

20日：第46回震災支援対策委員会

## 【12月】

8日：第47回震災支援対策委員会

14日：災害支援ニュース「つたえる」36号発行

## 【2016年】

### 【1月】

15日：第48回震災支援対策委員会

### 【2月】

4日：第49回震災支援対策委員会

19日：災害支援ニュース「つたえる」37号発行

22日～27日：「医療と福祉110番」

～避難者支援対策課より都内避難者全世帯に広報

### 【3月】

3日：「広域避難者支援ミーティング in 東京」参加

12日～13日：福島県MSWとの交流会とフィールドワーク

22日：第50回震災支援対策委員会

東京都医療社会事業協会

『非常災害時対応マニュアル』

(平成26年10月作成)

---

## 「非常災害時対応マニュアル」の作成にあたり

---

この非常災害時対応マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被害を受けた方々を支援するために発足した当協会の震災対策委員会の中で、来るべき首都圏直下型の大地震に備えるためのマニュアル整備の必要性を認識し、今回作成することとなりました。

明日にも起きるかもしれない首都圏直下型の大地震に対して、国や都、区市町村においては、総力を挙げて対応に取り組んでおりますが、当協会も日頃から地震防災対策はもちろんのこと、異常気象がもたらす大規模災害や異常犯罪者によるテロの対応に取り組んでいく必要があります。

非常時においては自分の身は自分で守るというのが基本であり、各々の家庭や仕事優先になることと思いますが、当協会としては各協会員一人一人の力を結集し、非常時であっても都民（地域住民）の利益を目的として協会活動を可能な限り行っていきたいと考えています。もちろん、協会として各会員への協力・支援も行っていきたいと考えています。

災害は避けることはできませんが、事前の準備等対処の仕方により、被害を軽減することができると言われております。非常災害時における当協会の活動に、本マニュアルが少しでも手助けとなるよう祈念して作成しましたのでどうぞご活用下さい。

平成26年10月1日  
東京都医療社会事業協会 震災

支援対策委員会

## 1. はじめに

地震、水害、テロ、その他の災害に対処するため、ここに非常災害時対応マニュアルを定める。

本マニュアルは、当協会の会員や資産、活動の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し備えるためのものである。当マニュアルを参考にして非常時に的確な対応をすることが求められることから、各会員は、予めこの内容をよく理解しておくよう努める。

## 2. 当協会事務所について

### ①防災用品など

当協会事務所では月、火、木、金曜日（10～16時）に事務局員が勤務しており、かつ当協会の活動で協会事務所を使用する機会もあることから、事務所には防災用品が備えてある。非常時にはこれらを使用活用して対応する。備品（ヘルメット、ランタン、保存水、簡易トイレ、軍手、電池、非常食など）は賞味期限など状態確認を年1回行う。

### ②災害時等における当協会の事務局体制について

当協会では災害時等において協会運営やデータ管理等の支障を最小限に食い止める為に『事務局の機能を麻痺させないこと』、『そこで管理しているデータ等を災害時にも保守および活用ができること』を最重要課題とし、その対策として当協会が会員情報などのデータ管理のシステムなどを業務委託している株式会社エルテクニカ（代表取締役 遠藤宗克）と協定関係を結び、災害等で現事務局が機能できなくなった際には、八王子市内にある株式会社エルテクニカが所有している店舗内のスペース（パソコンおよびプリンター等の設備あり）の提供を受け臨時の事務所をここに構え、事務局の業務をここで遂行することができる。

また、その際は当協会が電話とFAXの専用回線が確保できるまでの間の非常時対応として、株式会社エルテクニカの代表電話とFAXを共用使用できることとなっている。

※株式会社エルテクニカの概要（災害時等の臨時の当協会事務所）

〒192-0063 東京都八王子市元横山町2-9-19

TEL 042-642-3191 FAX 042-642-3190

## 3. 会員の安否確認

当協会員の安否確認を目的に災害時・連絡シート①（P4）を作成した（裏面に記入例があるので参照）。このシートを利用して、会員は自分の被害状況のみならず、職場の同僚や建物や周辺の被害状況、職場の診療状況、可能な通信手段、必要物品や要望などを協会事務局に連絡する。

#### 4. 会員の業務の支援

当協会員の業務の支援を目的に災害時・受入依頼シート② (P6)を作成した（裏面に記入例があるので参照）。このシートを利用して会員は当協会事務局に情報を送ることにより、この情報が事務局から広く当協会員に発信されることとなり、入院（転院）業務の支援となる。

#### 5. 会員への情報発信、並びに連絡手段

当協会から会員への情報発信に関して、通常の郵送や電話など手段が難しい場合、当協会ホームページ（<http://www.tokyo-msw.com/>）にて行い、且つトップページまたは「ゆかりの部屋」を利用する。

## < 記入例 >

一般社団法人 東京都医療社会事業協会

### 災害時・連絡シート①

○年△月×日現在

施設名 東京 MSW 病院	住所 東京都豊島区南大塚〇—△—×	確認者 東京花子
可能な通信手段（ <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> FAX <input checked="" type="checkbox"/> インターネット		
① 会員安否状況（職場 MSW） 私も含め、同僚の A と B も無事。		
② 害状況（職場建物） <input type="checkbox"/> 被害なし・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊・ <input type="checkbox"/> 全壊・ <input checked="" type="checkbox"/> その他の被害 手術室の一部が使用不可		
診療状況	外来 <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可・ <input type="checkbox"/> その他	入院 <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可・ <input checked="" type="checkbox"/> その他 手術対応が一部困難な場合あり
新規患者受け入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可・ <input type="checkbox"/> 条件	
③ 必要な物品・人手 医療用ディスポ手袋、ガウンが今後足らなくなる見込み。		
④ その他要望 近隣地域の医療機関の稼働状況などの情報が欲しい。		

一般社団法人 東京都医療社会事業協会 TEL/FAX 03-5944-8912  
FAX 03-5944-9745



一般社団法人 東京都医療社会事業協会  
**災害時・連絡シート①**

年 月 日現在

施設名	住所	確認者
可能な通信手段（ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> インターネット		
①協会員安否状況（職場 MSW）		
②被害状況（職場建物） <input type="checkbox"/> 被害なし・ <input type="checkbox"/> 一部損壊・ <input type="checkbox"/> 全壊・ <input type="checkbox"/> その他の被害		
診療状況	外来	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可・ <input type="checkbox"/> その他
	入院	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可・ <input type="checkbox"/> その他
新規患者受け入れ		<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可・ <input type="checkbox"/> 条件
③必要な物品・人手		
④その他要望		

一般社団法人 東京都医療社会事業協会 TEL/FAX 03-5944-8912  
FAX 03-5944-9745

# < 記入例 >

一般社団法人 東京都医療社会事業協会

## 災害時・受入依頼シート②

○年△月×日現在

施設名 東京 MSW 病院	住所 東京都豊島区南大塚○—△—×	担当者 東京太郎
受入希望者 78才 <input checked="" type="checkbox"/> 男、 <input type="checkbox"/> 女		
傷病名 右大腿部頸部骨折		
症病歴 高血圧病、糖尿病など		
ADL (障害状況) もともとは自立だが、今は受傷で痛みがあるためベッド上全介助。会話可能、 認知症なし。食事は常食をセッティングで摂取可能、排泄は尿器とポータブル介助。		
依頼内容 昨日、自宅前で転倒後、立ち上がれなくなって当院に救急搬送。当院でのレントゲン 撮影により右大腿骨頸部骨折との診断がしたが、当院では手術対応ができない為、 手術も含めた積極的加療目的での転院依頼。		
移送方法 介護タクシー (ストレッチャー)		

一般社団法人 東京都医療社会事業協会 TEL/FAX 03-5944-8912  
FAX 03-5944-9745

一般社団法人 東京都医療社会事業協会  
**災害時・受入依頼シート②**

年 月 日現在

施設名	住所	担当者
受入希望者 才 <input type="checkbox"/> 男、 <input type="checkbox"/> 女		
傷病名		
症病歴		
ADL (障害状況)		
依頼内容		
移送方法		

一般社団法人 東京都医療社会事業協会 TEL/FAX 03-5944-8912  
FAX 03-5944-9745

一般社団法人 東京都医療社会事業協会  
災害時派遣支援登録シート

氏名 \_\_\_\_\_ (性別) \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ ブロック

所属先住所 〒 \_\_\_\_\_

登録年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

○ソーシャルワーカーの経験年数 \_\_\_\_\_ 年

○災害支援の経験の有無

なし

あり (被災地の場所： \_\_\_\_\_ )

(支援内容： \_\_\_\_\_ )

○災害に関する研修会参加の有無 (都協会に限らず)

なし

あり 研修名：① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

○自動車の運転は可能ですか (可 ・ 不可)

**[連絡先]**

(災害派遣が必要な時に連絡用として使用します。)

第1連絡先：( 携帯 ・ 職場)

第2連絡先：( 携帯 ・ 職場)

携帯電話 \_\_\_\_\_

職場電話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

**FAXにて、お申し込みください**

**(03-5944-9745 / 東京都医療社会事業協会事務局)**

東京都医療社会事業協会 震災支援対策委員会 TEL : 03-5944-8912

## 一般社団法人 東京都医療社会事業協会

### 災害支援対策規定

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本規定は、東京都内において災害が発生した場合の当協会の基本方針、災害対策本部、協会役員及び会員の行動ガイドラインを定めることにより、災害時において当協会が行政等関係機関の要請に応え、かつ協力し、その活動において社会的責任を果たすことを目的とする。

##### (基本方針)

第2条 当協会及び会員は、災害発生時に適切な対応がとれるよう、平常時から必要な準備を行う。また、災害発生時には下記の通り必要な対策を実施する。

- (1) 当協会は、行政等関係機関との調整及び災害対策本部の設置、当該被災地域の情報収集、並びに会員の安否確認等を行い、当該被災地域の早期復旧・復興を図る。
- (2) 当協会会員は、当協会が行う災害支援活動に協力する。

#### 第2章 平常時における準備

##### (防災対策)

第3条 当協会は、災害対策に関する基本方針に基づき、下記の通り必要な防災対策を実施する。

- (1) 行政等関係機関との連絡調整、本規定等の定期的な見直し、また、事務局においては防災対策物品の購入、備蓄（ヘルメット、ランタン、保存水、簡易トイレ、軍手、電池、非常食等、賞味期限など状態確認を年1回行う）等、防災対策活動を推進する。
- (2) 災害により各ブロックの該当地域が被災した場合、被災したブロックとの連絡が迅速に行えるように連絡体制を整備する。
- (3) 当協会では災害発生時において、協会運営やデータ管理等の支障を最小限に食い止める為に、その対策として当協会が会員情報などのデータ管理のシステムなどを平常時から業務委託している株式会社エルテクニカ（代表取締役 遠藤宗克）と協定関係を結び、災害発生によって現事務所が使用できなくなった際に、八王子市内にある株式会社エルテクニカが所有する店舗内のスペース（パソコンおよびプリンター等の設備あり）の提供を受け、臨時の事務所をここに構えて事務局の業務をここで遂行する。

また、その際は当協会が電話とFAXの専用回線が確保できるまでの間の非常時対応として、株式会社エルテクニカの代表電話とFAXを共用使用できることとなっている。

※株式会社エルテクニカの概要（災害発生時の臨時の当協会事務所）

〒192-0063 東京都八王子市元横山町2-9-19

TEL 042-642-3191 FAX 042-642-3190

(会員が行う準備)

第4条 会員は、平常時から当協会の防災対策活動、ならびに各所属ブロックの防災対策活動に協力し、また第7条に定める災害支援活動に対応できる体制整備に協力する。

### 第3章 災害発生時における体制

(災害対策本部の設置)

第5条 当協会会長は、次の各号に掲げる場合において、直ちに当協会事務所に災害対策本部を設置する。

- ① 東京都内において災害救助法適応災害が発生、または発生するおそれのある場合
- ② 行政等関係機関により、災害支援活動の要請があった場合
- ③ 会員からの災害派遣要請があった場合
- ④ その他会長が必要と認めた場合

(災害対策本部の組織)

第6条 災害対策本部は、当協会三役、理事及び各ブロック、事務局により組織する。

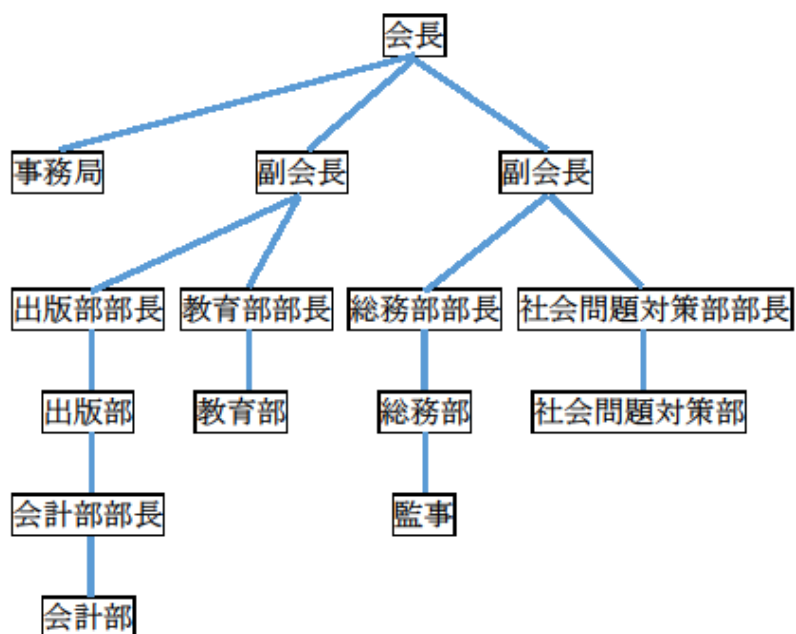
- ① 災害対策本部長は会長とし、本部を統括し指揮監督する。
- ② 副本部長は副会長、及び災害対策委員長とし、本部長を補佐するとともに災害派遣活動を掌握する。

(災害対策本部の業務)

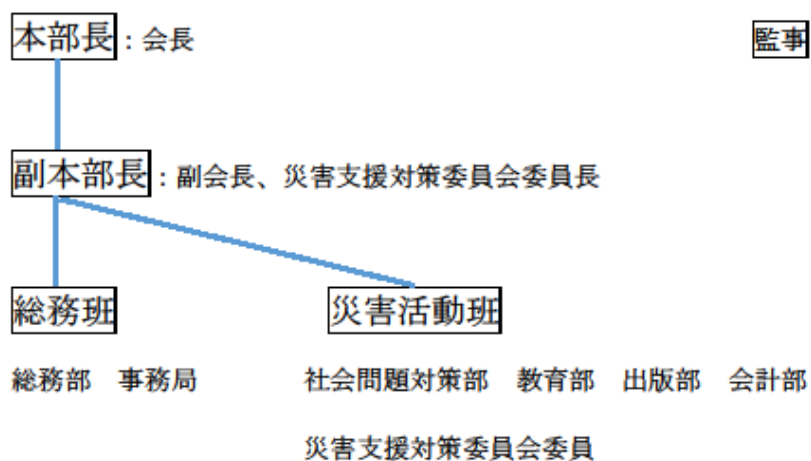
第7条 災害対策本部に総務班と災害活動班を置く。

- ① 総務班は、事務局と総務部のメンバーで構成し、災害発生直後の情報収集並びに広報活動の推進に努める。
- ② 災害活動班は、総務部を除いた災害支援対策委員会のメンバーで構成し、行政等関係機関からの災害支援活動の要請に対応、または当協会として必要と判断した活動を遂行するため、会員へ協力を仰ぎ、災害派遣チームの編成等を行う。
- ③ 想定される被災状況に応じて立案した災害支援体制の方針を関係機関及び団体へ周知するとともに、災害の規模に応じて通信等の必要な経費を計上し整備する。

【災害時緊急連絡体制】



【災害対策本部組織図】



(会員の責務)

第8条 ①会員が所属する保健医療機関が被災した場合には、速やかに被災状況及び必要物品の要請の有無、並びに災害派遣要請の有無を報告する。

②会員は、可能な限り災害派遣チームへ参加、または災害支援活動へ協力する。

第4章その他

(災害協定等)

第9条 当協会が、行政等関係機関と災害協定締結を行う場合、本ガイドラインのほか、各協定に定められた事項に基づき対応する。

(災害支援対策ガイドラインの策定)

第10条 本規定を補完するために、次に掲げる災害時行動ガイドラインを別に策定する。

- ・「災害時行動ガイドライン・災害対策本部編」
- ・「災害時行動ガイドライン・会員編」

(規定の見直し)

第11条 本規定の見直しは、災害支援対策委員会にて協議決定し、理事会に報告する。

(附則)

本規定は、2018年10月1日より施行する。



# 一般社団法人 東京都医療社会事業協会

## 「災害時行動ガイドライン（災害対策本部編）」

### 第1章 被害想定

第1条 本ガイドラインは、東京都内における災害発生時に要援護者への救護並びに福祉避難所への支援等を想定して策定する。

2 会員が所属する保健医療機関が被災し何らかの支援の要請があった場合には、会員の通常業務への支援を想定する。

3 行政等関係機関からの要請があった場合には、保健医療・福祉領域への行政支援を想定する。

### 第2章 目的

第2条 本ガイドラインの目的は、下記の通りとする。

- (1) 東京都内で発生した災害の情報を理事、事務局、各ブロックで連携し収集するとともに、集積された情報を会員へ発信することにより、協会内で被災情報の共有を図る。
- (2) 行政等関係機関との連携・調整を図る。
- (3) 当協会が行うべき支援について検討し、会員、各ブロックの協力を得て実行する。
- (4) 災害発生時の災害対策本部の役割や責任を明確にする。

### 第3章 組織、体制及び責任

第3条 当協会は、都内で災害が発生または発生するおそれのある現象が発見された場合、災害支援対策規定に基づき、可能な限り災害対策本部を24時間以内に設置する。

2 災害対策本部は、原則として当協会事務所に開設する。

3 災害対策本部長は当協会会長とする。

4 副本部長は、副会長、並びに災害支援対策委員長とし、必要に応じて総務班及び災害活動班を編成する。

5 災害対策本部設置後は速やかにホームページ等を通じて本部設置を会員へ周知するとともに、行政等関係機関との連携を図る。

### 第4章 平常時における対応

第4条 平常時における防災意識の高揚を図ることを目的として、少なくとも年1回以上防災訓練を実施する。

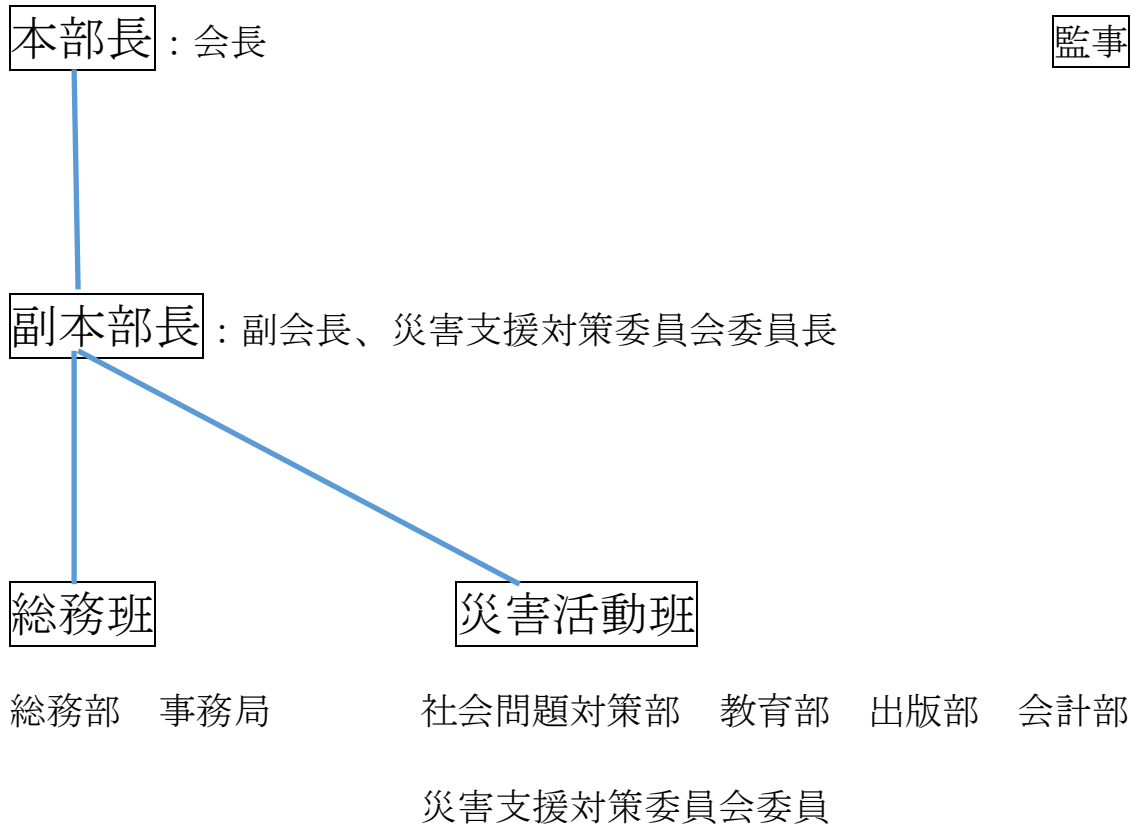
- 2 防災訓練は、総務部の事業として実施する。
- 3 防災訓練毎に、当協会三役、理事の連絡先及び連絡網の点検、Eメール等の送信体制の点検を行う。
- 4 防災訓練の結果をまとめ、協会内・外へ報告・周知する。

#### 第5章 災害発生時における対応

第5条 都内で災害が発生または発生するおそれのある現象が発見された場合、第3条に規定する災害対策本部を設置し、災害の規模に応じて、会員の協力を仰ぎ必要な応急活動等の災害支援活動を実施する。

- 2 災害対策本部には、災害の規模に応じて総務班及び災害活動班を編成し、災害支援体制を構築する。
- 3 総務班は、副会長または総務部長が指揮を執り、当協会事務局を母体として各ブロック及び専門部を組織化し、行政等関係機関及び災害協定を締結する団体等との情報共有等の連携を図る。
- 4 災害活動班は、災害支援対策委員長が指揮を執り、社会問題対策部を母体として被災状況を把握するとともに、被災地への必要な支援についての具体的検討を行う。なお、会員を動員する災害支援活動が必要であると本部長が判断した場合には、災害派遣チームを編成する。

【災害対策本部組織図】



第6条 災害派遣チームは、災害対策本部長の指示のもと、次に掲げる直接的な災害支援活動を可能な限り実施する。

(1) 被災地の応急救護活動が必要な期間は、当該被災地域を管轄する保健所、地元医師会、日本赤十字社等が編成する医療救護班と連携し、必要な保健・医療・福祉の一体的な支援活動を展開するとともに、刻々と変化する被災地のニーズを把握する。

(2) 医療救護班の撤収後は、把握された被災地ニーズから必要とされる福祉避難所、行政（保健所・市町村）、地域包括支援センター等への定点活動を展開する。

(3) 定点活動は、当該被災地の一定の復旧が図られた段階で災害対策本部及び当協会理事会にてその継続の必要性を検討し、当該被災地における社会資源へ役割を移譲し撤収する。

#### 【想定される災害派遣チームの役割】

##### [応急救護活動]

協定・要請先の指示に基づいて協力・支援に入る。人員に関しては協会会員を中心に、他県の応援を調整してあたる。

##### [撤収]

- ・災害対策本部、理事会にて検討
- ・社会資源への役割移譲などの責務を果たすこと

##### (附 則)

本ガイドラインは、2018年10月1日より施行する。

# 一般社団法人 東京都医療社会事業協会

## 「災害時行動ガイドライン（会員編）」

### 第1章 被害想定

第1条 本ガイドラインは、都内における災害発生時に要援護者への救護並びに福祉避難所への支援等を想定して策定する。

2 会員が所属する保健医療機関が被災し、何らかの支援の要請があった場合には、会員の通常業務への支援を想定する。

3 行政等関係機関からの要請があった場合には保健医療・福祉領域への行政支援を想定する。

### 第2章 目的

第2条 本ガイドラインの目的は、下記の通りとする。

(1) すべての会員が平常時における事前対策を実行する。

(2) 災害発生時の各人の行うべき行動や関係部署の役割や責任を明確にする。

### 第3章 組織、体制及び責任

第3条 会員は、災害発生後の被災状況を把握した場合、各ブロックの世話人を通じて当協会災害対策本部へ迅速に情報提供する。

2 各ブロックは、常日頃より迅速に情報伝達が行われるように体制を整備する。

3 災害対策本部は、会員が勤務する保健医療機関の被災状況をとりまとめ、迅速にすべての会員へ周知する。

### 第4章 平常時における対応

第4条 会員は、所属するブロックが行う防災訓練に参加し、必要な連絡手段及び対応について確認する。

2 必要な連絡手段とは、各ブロックの連絡先、都協会ホームページ、他を指す。

3 当協会は少なくとも年1回防災訓練を行い、体制を確認する。

## 防災訓練のフォローチャート

- ・被災状況の把握
- ・各ブロックへ報告
- ↓
- ・被災状況をまとめる
- ・災害対策本部へ報告
- ↓
- ・被災情報の発信
- ・ホームページの活用

### 第5章 災害発生時における対応

第5条 会員は、災害対策本部から発信される被災情報を確認するとともに、次の各項目について確認・報告する。

- (1) 必要な支援要請について確認し、所属する保健医療機関にて受け入れできる人員数を各ブロック世話人を通じて災害対策本部へ報告する。
- (2) 災害派遣チーム編成について確認し、チームへの参加が可能な場合にはその意思を各ブロック世話人を通じて災害対策本部へ報告する。
- (3) 被災情報に誤りのある場合には、各ブロック世話人を通じて正確な情報を災害対策本部へ報告する。

(附 則)

本ガイドラインは、2018年10月1日より施行する。

被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

「つたえる3」

災害支援 活動報告 2016.4.1～2021.3.31

2021年3月発行

企画・編集・発行 一般社団法人 東京都医療社会事業協会 災害支援対策委員会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-43-11

福祉財団ビル 5F

TEL・FAX 03-5944-8912

ホームページ <http://www.tokyo-msw.com/>

※本文中の会員の所属先などは、原稿発表当時のまま明記しています。